



陽を浴びるアサガオ

梅雨、アジサイ、ほたる・・・おだやかな初夏のイメージとは程遠い豪雨に襲われてしまいました。それにしてもあんなに流木が・・・被害甚大、言いがありません。一方こちらは水ガメの水が心配になります。

話は違いますがニッポンは最近、科学や物理など理数能力の低下が著しく、米国・中国に遠く水をあげられていると聞きます。

考えてみれば新幹線の大型受注もニッポンはことごとく、と言わないまでも後塵を拝している現状です。

「経済大国ニッポン」「ジャパンアズナンバーワン」はもうとっくに過去の話。

私自身、「とはいってもニッポンは優秀、負けるはずがない・・・。」とっていました。だがこれも妄想でありジリジリと先を越されている現状を、そして危機感を、いつの間にか忘れてしまっていました。

まるで物語のウサギとカメ。ウサギが居眠りしている間にコツコツとカメが先を越していきました。油断と高慢の結果です。

それにしても、最近の世の中このギスギス感は何んなのでしょうか。一日一言も会話せず帰途に就く勤め人、子供に声を掛けようものなら怪しいおじさんとなってしまう、みんながスマホとにらめっこで周りには関係なし。

・・・何か人間らしさが消えてしまっているのは先の話と無関係とは思えない。

もともとニッポン人はあたたかで親切、「おもてなし」は得意なところ。

相互扶助が安心の素、経済も教育も福祉もすべて相互扶助が根底にないと成り立たない。独り勝ちはない。

国民全員何か利己的過ぎやしないか、思い違いをしているところはないか、根本をよく考えてみたい。

## 緊張感をもって

# 産前産後休業及び育児休業の経済的支援について

【SLE 研究室】

## ■はじめに



日本の昨年平成 28 年の出生数は前年比で 2 万 8,698 人減少の 97 万 6,979 人となり、1899 年の統計開始以来はじめて 100 万人を割りました。合計特殊出生率も 1.44 と前年比より 0.01 下回り、2 年ぶりのマイナスとなりました。

平成 28 年の死亡数については、前年比 1 万 7,321 人増の 130 万 7,765 人で出生数と死亡数の差がマイナス 33 万 786 人と、日本人口は 10 年連続の自然減少となりました。

この状況を少しでも食い止める為に、出生と育児を応援する経済的支援が近年活発に行われております。

今回はその経済的支援をご紹介します。

## ■具体的な支援について

### ① 産前産後休業期間中の社会保険料免除

- ・届出書類：産前産後休業取得者申出書
- ・産前 42 日産後 56 日のうち、妊娠または出産を理由として労働に従事しなかった期間の社会保険料支払額の本人及び事業主負担分が免除となります。将来支給される年金額は、免除分も、減額されることなく同様に支払われます。



### ② 出産手当金の支給

- ・申請書類：健康保険出産手当金支給申請書
- ・同上の産前産後休業期間のうち、給与の支給がなかった期間について、日額で平均標準報酬月額 $\div 30 \times 2/3$ が支給されます。

### ③ 出産育児一時金の支給

- ・申請書類：健康保険出産育児一時金支給申請書
- ・妊娠 85 日以後の出産、死産、人工妊娠中絶で胎児 1 人につき 40 万 4,000 円が支給されます。

### ④ 育児休業期間中の社会保険料免除

- ・届出書類：健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書
- ・3 歳未満の子を養育する目的で育児休業法に基づく育児休業制度を利用して育児休業を取得した時、その期間について、社会保険料支払額の本人及び事業主負担分が免除となります。将来支給される年金額は、免除分も、減額されることなく同様に支払われます。

### ⑤ 育児休業給付金の支給

- ・申請書類：育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書
- ・雇用保険の被保険者が 1 歳(保育所に入所出来ない等の一定の場合は 1 歳 6 ヶ月)に満たない子を養育するために育児休業を取得した場合に、育児休業の開始日前 2 年間に 12 ヶ月以上の雇用保険被保険者期間がある場合に支給されます。支給額は、日額で休業開始時賃金日額の 67% (休業開始 6 ヶ月経過後 50%) が職場復帰前日分又は、子が 1 歳になる前日分までの期間分です。



### ⑥ 休業期間終了後の標準報酬月額変更

- ・届出書類：健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届

・産前産後休業又は育児休業を終了して職場復帰をした場合に、養育を理由に報酬額が減少した時、3ヶ月間の平均報酬額をもって社会保険料標準報酬月額の変更が出来ます、社会保険の本人及び事業主負担分が減額出来ます。

### ⑦ 養育期間中の標準報酬月額の特例措置

- ・届出書類：厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書
- ・3歳未満の子の養育が理由で、報酬額が減少し社会保険料標準報酬月額が低下した場合、将来支給される年金額も減少します。その年金額を標準報酬月額低下前を基準にして計算し、将来の支給年金額を減少させない特例措置です。



(※各届出書・申請書の提出には、申請内容によって別途添付資料が必要となる場合がございます。)

### ■最後に

上記の様に、出産や育児の為の経済的支援はいろいろあり、どれも、本人と事業主が申請しなければ受ける事が出来ません。申請忘れの無い様に、安心して「出産・育児」に力を入れて下さい。

株式会社経営センターグロウでは、あなたの子育てを応援しております。

ありがとうございました。

## 【夏季休業のお知らせ】

誠に勝手ではございますが、下記の期間休業とさせていただきます。

**夏季休業：8月11日（金）～8月16日（水）**

なお8月17日（木）より営業再開いたします。予めご了承くださいませ。

### 今月の格言

こせい そんちょう だんたい かる  
**個性を尊重すれども団体を軽んぜず**

人生・家庭・職場の羅針盤

この格言は、個人と団体の正しい関係を述べたものです。私たちはみな国家・家族・企業など様々な団体に所属し、その一員として生活しています。個人は全体との調和の中で個性を生かし、団体は個性を尊重した組織作りをすることで、両者の発展と調和を実現させることができます。

さわやか土曜塾では最高道德の格言を学んでおります。皆様のご参加をお待ちしております。

\*\* 9月のさわやか土曜塾 \*\*

日時：9月9日(土) 10:00～11:30 (※8月はお休みとなります)

場所：辻堂図書館 会議室

会費：500円

詳細は雨谷・志村(智江)まで



## 読書の時間



## 黄金の国家 心の文化から目指す未来像

(木立 順一/ブイツーソリューション出版)

「今度、本を出版することになったので一冊差し上げます。」

(株)木立工務店の社長さんから、突然言われて驚きました。作家としての活動もしておられたのか？確か社長さんは本業だけでなく寒川町の教育委員などもさ

れていて相当忙しいはず…？いろいろな疑問が浮かんでくるのでよくよく話を伺ってみると、以前から開設されていたブログに自身で興味を持たれたことや調べたことなどを掲載していたそうなのですが、その掲載量が非常に多いためかご縁があって出版社の方の目にも留まり、出版に至ることになったとのこと。

しかもネット販売での本はこれまでも出されていたそうですが（それも驚きですが）、今回初めて書店売りになったということでした。いやはや恐れいります。。

本の内容はというと、利己主義に走ることなく社会のために尽くした歴史上の偉人の紹介に始まり、現代の日本が抱える諸問題を丁寧に、ときに辛口で解説していきます。

財政赤字、少子高齢化、耳を疑うような悲惨な事件の数々…今の日本はこのままでいいのだろうか、いや、いいはずがないのに、日々の生活のなかで考えることをしつつ先送りにしてしまっていることを気づかせてくれます。

我々日本人には、さまざまな困難な状況を利他の心でもって克服してきた先人の血が脈々と受け継がれている…そんな思いをあらためて感じさせてくれる勇気の出る一冊です。是非ご一読いただきたいと思います。(瀬戸)

\*\*\* \*\*



問はず

がたり



## 回り道のように 一番早い経営改革

モノやサービスが売れない、もしくは売りにくい世の中になってきたように思います。モノはあふれ、欲しければいつでも買える、よく吟味してからでも遅くない、否、中古でも・・・またはシェアしてもよい・・・。

いずれにしても売れない時代・買ってくれない時代。「徳づくりの経営」はどうしたら売れるかのテクニックの勉強会ではありません。根本的に商いの原点に迫ります。私もはじめびっくりしました。一緒に学びませんか。(詳細は下記ご覧ください)

\*\*\* \*\*

予約受付中

## 道経一体セミナー「徳づくりの経営」のご案内

- ・主催：公益財団法人モラロジー研究所（運営：平塚モラロジー事務所）
- ・開催日時：2017年9月3日（日）13:20~20:00（懇親会含む）
- ・会場：平塚プレジール（平塚駅南口）/定員：80名
- ・参加費：10,000円（テキスト代、懇親会費含む）

※詳細の記載されたパンフレットのご用意もございます。

※お申込みのご希望・その他気になる点等ございましたらお気軽に弊所までご連絡くださいませ。

